

物価高騰対策支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯向け)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

五泉市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、五泉市と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する所得課税証明書・非課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	令和5年1月1日時点の住所 (現在と異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載)	令和5年度 住民税 所得割 課税状況	子ども 加算 対象 (※)に ○
1	(申請・請求者)	本人			□ 現住所と同一	□ 非課税 □ 課税 □ 未申告	
2			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	□ 現住所と同一	□ 非課税 □ 課税 □ 未申告	
3			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	□ 現住所と同一	□ 非課税 □ 課税 □ 未申告	
4			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	□ 現住所と同一	□ 非課税 □ 課税 □ 未申告	
5			男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	□ 現住所と同一	□ 非課税 □ 課税 □ 未申告	

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

子ども加算(※)の対象人数  
同一世帯に属する平成17年4月2日  
生まれ以降の児童をいいます。 →

(入金を希望する口座について、①か②を☑してください。②を☑した場合は、口座情報を記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。)

□ ①世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。

□ ②下記の口座への振込を希望します。(通帳の写しが必要です。入出金が長期間ない口座は記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※原則「1. 申請・請求者」名義としてください ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	支店コード			

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、五泉市 健康福祉課 援護係(0250-43-3911)にお問い合わせください。

代理人が申請・請求する場合は、裏面の代理人欄に記入して下さい。

裏面も必ずご確認ください

【代理請求・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	生年月日	現住所
			明治・大正・昭和・平成・令和  年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 物価高騰対策支援給付金の			申請・請求 受給 申請・請求及び受給	を委任します。 — 委任する内容に○をつけてください。 法定代理の場合は、委任方法の選 択は不要です。
			世帯主 氏名	署名

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 物価高騰対策支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯向け)の支給要件(※)に該当します。  
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。  
 ア 世帯の全員が、令和5年度住民税の均等割のみ課税であるか非課税である。  
 イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。  
 エ 表面記載の同一世帯に属する児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)を扶養している。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市等が実施する類似の給付金の支給を受けた者は世帯にいません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、五泉市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、五泉市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 五泉市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月15日までに、五泉市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 物価高騰対策支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯向け)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「令和5年1月1日時点の住所が五泉市と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度所得課税証明書』・『令和5年度非課税証明書』
- (代理人が本人に代わって手続をする場合)『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請・請求者氏名